

# ちゅうおう 消費者だより

- P1 貴金属類の訪問買取も、クーリング・オフできます!  
P2 シニア世代のヒヤリ・ハット  
P3 古くなった製品の事故にご注意  
出張相談が予約制に変わりました  
P4 出前講座  
平成25年度 消費生活センターの主な事業

第 **156** 号  
平成25年4月

編集発行  
中央区  
消費生活センター  
☎ 03-3546-5332  
ホームページ  
<http://chuo-consumer.genki365.net/>

## 貴金属類の訪問買取も、 クーリング・オフできます!

事業者が家庭を突然訪問し、貴金属などを強引に安く買い取るトラブルが多発していました。そこで、特定商取引法が改正され、訪問買取が規制されるようになりました。(平成25年2月21日施行)

### 改正のポイント1

事業者の書面を受け取った日から8日以内なら契約を解除(クーリング・オフ)できます。また、クーリング・オフ期間中は売った物の引き渡しを拒むことができます。なお、事業者は契約時に価格や連絡先などを記した書面を交付する必要があります。

### 改正のポイント2

原則すべての物品がクーリング・オフの対象となりますが、例外があります。



### クーリング・オフできない物



自動車



家具



本・CD・DVD



有価証券



大型家電

※売るつもりがなければ、きっぱり断りましょう! 事業者を家の中に入れてないようにしましょう!

## 消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と思ったら、すぐ相談!!

**消費生活相談専用ダイヤル ☎ 03-3543-0084**

平日(月~金曜日) 午前9時から午後4時まで

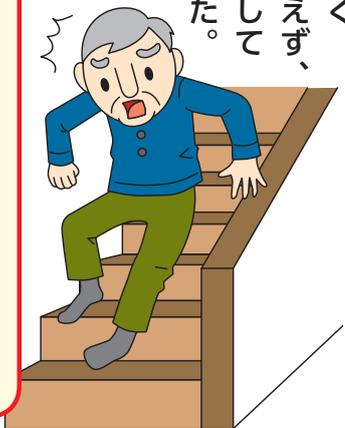
契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や商品の品質、事故等についての相談を、専門の相談員がお受けしています。

# シニア世代の ヒヤリ・ハット

家庭内の事故にご注意！

## ●階段・床で転倒！

・階段が暗く  
足元が見えず、  
踏みはずして  
ねんざした。



↓「照明」や「手すり」をつけましょう。

・フローリングや畳の上に落ちた  
ビニール袋ですべった。  
・家電製品の  
コードに  
足をひっか  
けて転んだ。



↓整理整頓をしましょう。チラシ紙  
などもすべりやすいので、ご注意を！

## ●浴室は危険がいっぱい！

・浴室の床に残ったシャンプーで  
すべって  
転び腰を  
うった。



↓シャワーで泡を流すようにしましょう。

・入浴中に  
眠気に襲われ、  
浴槽内で  
溺れた。



↓家族でなるべくくまめに様子を見に  
行きましょう。

## ●服に火がついた！

・ガスコンロの炎がセーターの袖口に  
燃え移り、あっという間に全身に広がった。  
・仏壇のローソクの火が衣服に燃え移った。



↓火のつきやすいデザインの衣服  
をさけ、燃えにくい素材で安全  
性の高いものを選びましょう。

シニア世代はケガをすると治りにく  
く、寝たきりになるおそれもあるので、  
日頃から十分注意しましょう！

シニア世代になると今までは大丈夫だったのにちよっとした不注意で、  
ケガをしないまでもヒヤリとした、ハットしたという経験をお持ちの方  
は多いのではないのでしょうか？ 65歳以上の方が事故にあった場所で最も  
多いのは「家庭内」です。住みなれて安全だと思っても、危険は身  
近にひそんでいます。事故例を知って今後の事故防止につなげましょう。

# 古くなった製品の事故に必ず注意

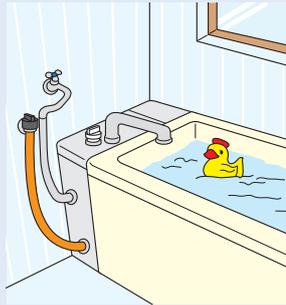
電化製品などは長年使用していると、熱・湿気・ほこりなどにより部品が劣化し、発煙・発火を起こすおそれがあります。

## 〈所有者登録をして点検を受けましょう〉

経年劣化により重大な事故が起きるおそれのある以下の製品については、購入の際に所有者登録をし、点検を受けなければなりません。登録すると点検時期に通知が届くので、事故防止のために必ず点検を受けましょう。(長期使用製品安全点検制度)



屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス・LP用)



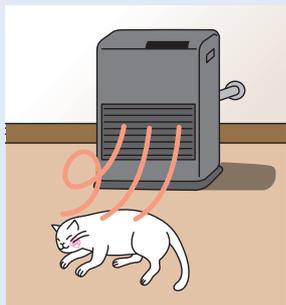
屋内式ガスふろがま  
(都市ガス・LP用)



石油給湯機



石油ふろがま



密閉燃焼式石油温風暖房機



ビルトイン式電気食器洗機



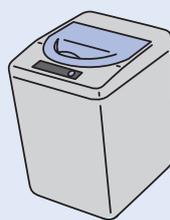
浴室用電気乾燥機

## 〈古くなった家電で事故がおきています〉

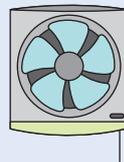
特に事故の多い以下の5種の家電については、製造・輸入事業者が「標準使用期間」と「経年劣化についての注意喚起等」を表示することが義務付けられています。(長期使用製品安全表示制度)



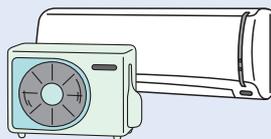
扇風機



洗濯機



換気扇



エアコン



ブラウン管テレビ



【製造年】20XX年  
【設計上の標準使用期間】△△年  
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

## 出張相談が予約制に変わりました

4月からの出張相談は、あらかじめ期日を指定せず、事前に電話予約をいただいた日に相談員が日本橋出張所もしくは月島特別出張所へ向いて相談をお受けする予約制に変わりました。

相談日時

平日(月～金曜日)

午前9時から午後4時まで

# 出前講座

消費者トラブルの未然防止などのために、区内の団体（町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなど）が主催する講座などに講師を派遣します。

## ◎ 講座内容

- ・振り込め詐欺などの悪質商法
  - ・東京都の出前寄席（落語、漫才、コント）と一緒に楽しむこともできます。
  - ・お葬式・お墓の契約、エンディングノート（備忘録）
  - ・身の回りのキケン（ヒヤリ・ハット）
  - ・インターネット通販などの活用術
- その他の内容についてもご相談ください。

## ◎ 費用

講師謝礼は中央区で負担します。ただし、会場は申込者が用意してください。

## ◎ 申込方法

原則として、派遣希望日の二カ月前までに電話で申込んでください。

電話 **03(3546)5332**

## 平成25年度 消費生活センターの主な事業

### ◎消費生活相談

消費生活相談員が消費生活に関する相談をお受けします。

**中央区役所 1階 中央区消費生活センター**

平日（月～金曜日）午前9時から午後4時まで

**消費生活相談専用ダイヤル 03(3543)0084**

### ◎消費生活展2013（10月27日開催予定）

区民部・総務部危機管理課・消費者友の会および生活に関連する団体により、パネルや展示品を使い、生活に役立つ情報を提供します。

※健康福祉まつりと同時開催予定

### ◎出張相談

事前に電話予約をいただいた日に、相談員が日本橋特別出張所もしくは月島特別出張所へ出向いて相談をお受けします。

※平成25年4月1日より予約制に変わりました。

### ◎「くらしの豆知識」の発行

日常生活にかかわる話題を1テーマ見開き1～2ページで簡潔にまとめた、読んで得する小冊子です。

### ◎訪問相談

区役所や特別出張所への外出がむずかしい方に、相談員がご自宅などへ訪問します。

### ◎「中学生向けパンフレット」の発行

悪質商法・契約・携帯電話などのトラブル防止についてわかりやすく解説したパンフレットを、区内中学校の生徒へ配布します。

### ◎消費者コーナー

消費生活に関するパンフレットをそろえ、パネルを展示しています。雑誌・書籍を閲覧できます。また、消費者啓発用DVDを貸し出しています。

### ◎消費生活センターホームページ

役立つ最新の消費生活情報を提供しています。

<http://chuo-consumer.genki365.net/>

### ◎消費生活講座

悪質商法の対処法などの生活に身近なテーマを取り上げ、専門の講師が解説します。

